

山口県学童保育連絡協議会ニュース NO.20

発行:山口県学童補保育連絡協議会 〒742-0424 岩国市周東町差川803
 TEL 080(1903)0883 FAX 083(265)6718
 Eメール yamaguchikennrennkyou@ab.auone-net.jp

山口県学童保育連絡協議会って何しているの？

山口県学童保育連絡協議会(山口県連協)と聞いて、皆さん何をしている団体かわかりますか？学童保育という文字が入っているのだから…なんとなく学童保育に関係することをしているのだろうということはわかりますが、具体的には知らないという方の方が多いと思います。

そこで今回は、山口県連協の活動について簡単に紹介したいと思います。

- ①学童保育の環境をよりよいものにしていく。
- ②支援員の資質向上のための研修会を企画運営する。(学童保育交流会やフォーラムなど)
- ③学童保育発展のため、行政に働きかける。
- ④県内の学童保育の実施状況を調査する。
- ⑤月刊「日本の学童ほいく」誌(日本で唯一の学童保育専門誌)の普及を推進する。

国の施策が充実してきたことを追い風にして、これからも様々な活動を行っていきます。興味のある方は一緒に活動してみませんか。ご連絡お待ちしております。



第5回定期総会【6月18日(日) セミナーパーク 14時半～16時】開催予定

支援員資質向上シリーズ ～豊かな学童保育実践を学ぶ①～



このコーナーでは「放課後児童クラブ運営指針」や「豊かな学童保育実践」を基に放課後児童支援員としての資質向上に役立つ情報を掲載していきます。

【事例】

ある学童保育所では、支援員が学童保育のルールや、お楽しみ会の内容、夏休みの過ごし方などを決めて実践している。そのため、子どもたちは常に受け身で「楽しくない」「めんどくさい」などの声があがっている。

【解説】

この事例は、学童保育でとても重要な「子どもの権利条約」を十分に実践できていないといえます。運営指針第1章2(2)には「児童の権利に関する条約の理念に基づき育成支援を推進する」とあります。児童の権利に関する条約とは「子どもの権利条約」であり、「条約」とは世界の法律という位置付けです。そして「子どもの権利条約」の第12条には「子どもの意見表明権」が明記されています。意見表明権とは、子どもが関わるすべての事柄について、自由に自己の意見を表明する権利のことです。

学童保育の主役は子どもです。支援員が一方向的に子どもに指示を出している状態では、子どもにとって「やらされ感」が増幅してしまいます。生活や遊びのルール、宿題の取り組み方、長期休暇の過ごし方、お楽しみ会の企画運営などは、子どもの意見を尊重し一緒に考えていくことが大切です。特に高学年になってくると、自分たちで何でもやりたいという欲求が高まってくるので、場合によっては子どもに任せることも支援員の専門的関わりといえるでしょう。